

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6（2024）年 4 月 1 日
郡 山 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				行政 区分	実施主体	実施期間	交付 単価	集落戦略 作成状況
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業					
	○			片平	岩倉集落	令和 6 年度～ 令和 1 0 年度	10 割	未作成